

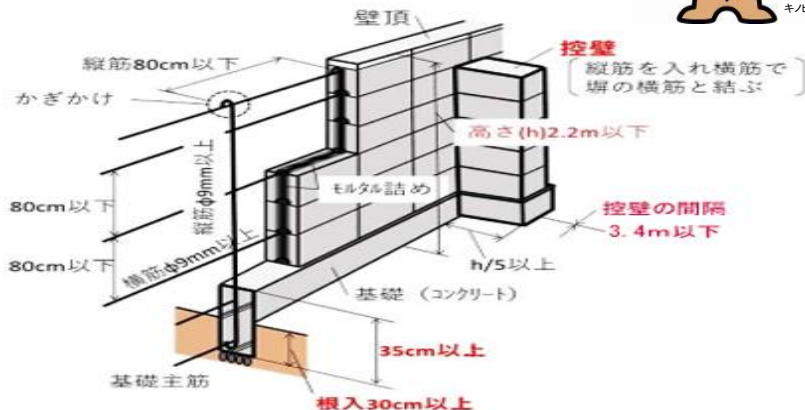


第3期耐震改修促進計画 危険ブロック塀等撤去補助金



補助対象者

- 危険ブロック塀等の所有者
又はその相続人の方
- 所有者や相続人から撤去の
同意を得ている方
- 市税に未納がない方
- 暴力団員等でない方



補強コンクリートブロック造のイメージ図

補助の募集期間

令和8年4月20日(月) 午前 8時30分から
令和8年11月30日(月) 午後 5時15分まで

※注 先着順、募集期間内でも予算40万円に達した時点で終了になります。

補助の対象となる塀等

- 契約締結前かつ工事着手前に必ず申請すること
- ひび割れ、破損、傾斜している塀等または、建築基準法に適合していない塀等
- コンクリートブロック造、石造、れんが造、組積造の塀等
- 避難路に面していて長さが3メートル以上の塀等であること
- 道路からの高さが1メートル以上の塀等であること
- 桐生市内の業者(建設業許可か解体工事業登録)による工事であること

補助金額

『補助対象経費の2/3以内』または『塀等の長さ1メートル当たり1万円』
のどちらか低い金額で上限8万円

道路の種類

補助対象となる道路

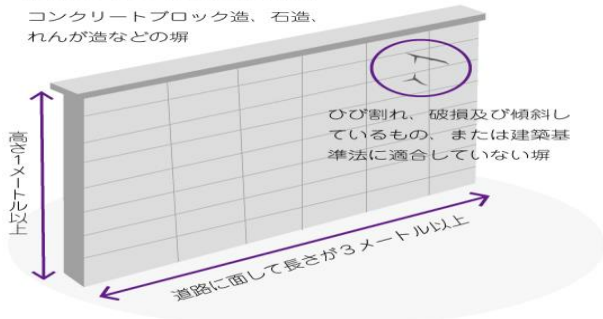
避難路

住宅や事業所から避難所や避難地へ至る建築基準法
第42条で定義される道路
※基本的に第42条第1項は幅が4メートル以上、第2項は市が指定した
幅が4メートル未満の道路です

※注 市の他の補助金と重複して利用することは出来ません。

対象となる塀の主な条件

コンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀



補助金交付申請の流れ

- ① 交付申請書提出
- ② 交付決定通知
- ③ 契約締結・工事着工→工事完了
- ④ 完了報告書提出
- ⑤ 補助金額の確定通知
- ⑥ 補助金の請求書提出→指定口座へ振込

- ※注1 必ず契約締結かつ工事着工前に交付申請してください。契約締結・工事着工してしまうと補助対象となりません。
- ※注2 交付決定後、30日以内に工事に着手してください。30日を過ぎると交付決定が取り消しとなることがあります。
- ※注3 工事内容に10%以上の減額変更があった場合や工事を中止する場合は、必ず変更承認申請書（様式第6号）または補助金交付申請取下届（様式第8号）を提出し、承認を受ける必要があります。
- ※注4 完了報告書の提出は、**工事完了後30日以内**もしくは**令和9年2月26日（金）**までのいずれか早い日までに提出してください。

交付申請に必要な書類

| | 項目 | 様式 |
|----------|---|-------|
| 必須 | <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 | 様式第2号 |
| | <input type="checkbox"/> 完納証明書（発行後1か月以内） | 任意 |
| | <input type="checkbox"/> 補助対象事業に要する費用の見積書の写し | 任意 |
| | <input type="checkbox"/> 付近見取図（住宅地図等） | 任意 |
| | <input type="checkbox"/> 撤去する予定の危険ブロック塀等に関する図面 | 任意 |
| | <input type="checkbox"/> 撤去する予定の危険ブロック塀等に関する写真 | 任意 |
| 必要に応じて添付 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本や除籍謄本 （相続人が申請する場合に必要で、申請者と所有者との関係がわかるものを添付） | 任意 |
| | <input type="checkbox"/> 紛争等に関する誓約書 （やむを得ない理由で所有者や相続人から同意書が得られない場合） | 様式第1号 |
| | <input type="checkbox"/> 同意書（所有者や相続人から同意を得て行う場合） | 様式第3号 |
| | <input type="checkbox"/> 補助金申請事務代行届（申請を業者などに代行してもらう場合） | 様式第4号 |
| | <input type="checkbox"/> 市長が必要と認める書類 | 任意 |

ご注意

- ・ 新たな塀等を築造する場合、建築基準法及びその他関連法令に適合させて下さい。特に建築基準法第42条第2項の道路に面している場合、現状の位置から敷地側への後退が必要になる場合がありますので、ご注意下さい。
- ・ 本紙に記載されている内容は概要であり、この他にも条件等がありますので、詳しくはホームページ(<https://www.city.kiryu.lg.jp/index.html>)にて要綱をご確認下さい。
- ・ 要綱の規程に違反した場合、補助金の返還を求める場合があります。

問合せ先

桐生市役所 都市整備部 建築指導課 建築指導係
 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号 TEL：0277-48-9032
 FAX：0277-46-2307 Mail：shido@city.kiryu.lg.jp